

通告2番目、11番、上野耕志議員、一問一答方式で質問願います。

上野耕志議員。

○上野議員 改めまして、おはようございます。

11番、上野耕志です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で一般質問を行います。地震対応、対策について、そして、紀泉台の湧水問題について、順次お伺いします。

最初は、地震対策、対応についてですけれども、今月6月18日に大阪府北部を震源とする地震が発生し、通学中の女子中学生、女子生徒ほか5名の方が、転倒したブロック塀あるいは家具の転倒などによって亡くられました。亡くられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された地域の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

この大阪での地震の被害を受けて、私が感じたのは、私たちの日常生活の中においても、大きな地震が発生した場合、命を奪う危険な箇所が岩出市もあるのではという観点から質問をするものです。

今回、私が通告した時点から現在まで、ブロック塀の調査については、幾分事情が異なってきておりますので、現状に即して通告どおり質問させていただきますので、執行部の誠意ある答弁を求めたいと思います。それでは質問いたします。

毎日のようにテレビや新聞等で報道されている小中学校を初めとする公共施設のブロック塀が倒壊して、人の命を奪うということ、当然ながら、岩出市でも起き得ると思います。また、公共施設だけでなく、例えば、ふだん私たちが歩いたり、あるいは自転車に乗って通行している道路に面したブロック塀、あるいは最近余り見られませんが、屋根の瓦が落下する可能性のある古い木造住宅、いろんな地域に存在しているように考えられます。

私は、大阪の地震を見て、私たちが、ふだん何気なしに歩いている道路の近くにあるブロック塀、あるいは瓦、これらが地震により凶器に変わり得るということをまじまじと感じた次第であります。

今回の質問は、行政としてはできるだけこういった危険なリスクをあらかじめ把握し、危険リスクの軽減を図り、被害を最小限に抑えることが非常に大事なことであると考えることから、このような危険リスクに対して、どのように考えておられるのか、また、国や県からも調査の依頼が来ているように聞いております。調査の方法や調査結果、また危険箇所への対応をどのように考えているのかをお聞きいたします。

それから、地震の際の家具等の転倒防止のための補助事業を実施していると思いますが、この補助事業の啓発、周知についてどのようにしているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 上野議員の地震対策、対応について、一括してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、地震発生後、学校施設のブロック塀の倒壊により女子生徒が亡くなられたことは、私たちにとってもあってはならないことであると考えています。この事態を受けて、県から学校敷地内や通学中に被害を受ける危険箇所がないか確認していただきたいとの通知があったところでございます。

岩出市では、この通知で対象とするのが学校施設や通学路であります。災害時を想定した場合、例えば、各地区公民館や総合保健福祉センター等の公共施設を避難施設にしていることから、全ての公共施設と公共施設周辺の道路に面したブロック塀も含めて調査の対象としております。

調査に当たっては、建築基準法施行令第62条の8の規定を基準とした場合、専門家の調査が必要となることから、まずは職員の調査により、塀の高さ、厚さ、控塀の有無、傾きや亀裂等の調査を行い、危険と思われる箇所を洗い出した上で、改めて専門家の調査によりそれぞれの対応策を検討することとしております。

現在、職員による調査を行っているところであり、危険箇所を確定してはおりませんが、職員による調査の途中経過ではあります。1カ所、根来小学校の県道粉河加太線に面したブロック塀の高さが基準を超えているとの報告を受けております。

全ての調査結果が出そろった段階で、専門家の調査を待って、改修や撤去が必要な箇所については、それぞれ対応してまいります。

また、一般道に面したブロック塀や古い木造住宅の屋根等の対応については、市民からの通報があれば、所有者に対して注意喚起を行っているところでありますが、6月21日付で国土交通省から学校等の周辺にかかわらず、既存の塀の安全対策について所有者に周知し、危険性が確認された場合は、付近通行者への注意表示及び補修、撤去等が必要であることの注意喚起を行うよう指示があったところでございます。

また、家具等転倒防止金具等取付補助事業については、2月の岩出市・区自治会長会議を初め、市広報、ウェブサイトへの掲載、また、市政懇談会においてもPRする予定としております。

家具固定は、市民の命を守る手段の1つでありますので、その重要性を理解していただき、活用していただくよう、引き続き周知、啓発に努めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 ありがとうございます。

毎日、テレビ等を見ておられますと、ブロック塀の件が連日のように報道され、また、国からの指導のあり方もどんどん変わってきているように思っています。6月21日付で、いわゆる民間の所有するブロック塀についても危険なものについては、改修、撤去を求めるような内容になってきております。

市行政も限られた職員数の中で、大変なことだと思いますけれども、目的は、地震が発生した場合、できるだけ被害を少なくする、また、市民の命を守ることが最重要であると思っています。ですから、今回の作業はなかなか時間のかかる作業であると思いますが、危機管理として、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

特に通学路のブロック塀については、岩出市の補助金も交付していると思いますが、これまでこの補助金はどれぐらい活用されてきたのか。また、国のほうでも補助金を考えていると聞いていますが、例えば、岩出市の補助金を増額することになるのか、どのように考えているのかをお聞きいたします。

また、私もこの数日間、岩出市全域を車でですけれども、回って、現状を見てきました。もちろん全ての道路を見て回ったわけではないんですけれども、民間の一般住宅のブロック塀で、通学路を含め、一般道に面した塀で、震度5以上の揺れで倒壊しそうなブロック塀が、地域を問わず、何カ所もあるように感じております。

大阪の地震で、ブロック塀の倒壊により女子生徒が犠牲になった後、和歌山県のほうでもブロック塀に関しては、建築基準法施行令の62条の8の法令に関係なく、検証していく方針で、少し厳しくなるように聞いております。高さの基準は、平均地盤面となっているもの、CB塀（コンクリートブロック塀）に関しては、最も低い道路の点から計測となりそうです。検討中とのことでした。

私は、余りこれは好ましくないなと思っております。今現在、周囲を回っておりますと、これに沿ったブロック塀の法的な基準に合ったブロック塀はほとんどないように思います。検証するときはよく注意して検証していただきたいと思っております。

公共施設については、検証または撤去や改修工事についても、それほど難しいこ

とではないと思いますが、一般住宅、民間企業の塀で、道路に面した部分で、危険なものが判明した場合、所有者に対してどのような説明をし、そして改修等、促していくのか、お聞きをいたします。

南海トラフを震源とする巨大地震はいつ発生してもおかしくない、こういうふうに言われております。きょうの新聞にも載っておりました。職員の皆さんには、市民の命を守っていくという強い気持ちを持って、今回の安全点検を、あるいはブロック塀の耐震化をよろしく願いしておきます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 上野議員の再質問で、通学路危険ブロック塀等改善事業補助金についてのご質問がございました。

この補助金ですが、撤去に要する費用に対する補助として、限度額10万円、設置に係る費用に対する補助として、限度額5万円としてございます。これまでの交付状況を年度別に申し上げますと、平成21年度、4件の34万円、平成23年度、1件の11万7,000円、平成25年度が2件で17万2,000円となっております。

なお、補助額の増額ということのご質問ありましたが、これについては国の動向を見て検討するということになると考えてございますが、本補助金の活用につきましては、市政懇談会を初め市広報等におきまして、周知、啓発してまいります。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 上野議員の再質問にお答えいたします。

一般住宅、民間企業の塀で、道路に面した部分で危険なものが判明した場合の対応をどのようにするかということでございますが、外観目視による危険性が確認された場合は、付近通行者への速やかな注意表示を行うとともに、補修、撤去が必要である旨、所有者に対して注意喚起を行ってまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 市当局の検証について、ちょっと再度お伺いします。

民間の建物の中で、ブロック塀が非常に危ないというようなものをこの前から何か所か見受けております。とりあえず市当局のほうで調査をすると。そして、高さやとか、あるいはひび割れやとか、そういうものを見るというふうに、先ほどお答えになりました。それから、後に専門家を入れて検証したいと。その結果で判断してということなんですけれども、違法でなくても危険なもの、合法的にやっ

も危険なもの、もちろん違法であって建っているもので危ないもの、こういうものは、僕もずっと回りました、何カ所が見つけております。

これを早急に、やはり民間のものでありますから、なかなか話をしにくいと思うんですけども、専門家を交えて見てもらって、そして話をしに行くことが、いつ起こるかかわらんこの大地震の前に、やっぱり早急に手を打つべきだと、こういうふうに思っております。

建築基準法の、先ほど言ったように、和歌山県で考えているような考え方になると、99%の塀が全部違法になります。平均地盤面から1メートル200以上超えたブロックには、控壁、いわゆるバットレスをつけないかと。68条の2項、書いております。それはほとんどついてません。

私も道路認定で現場へ行ったときに、いつも見るんですけども、5段、6段は本当は要らないんです。20センチですから。1メートル200いかない。例えば、基礎が300上がっていて、そこへ5段積んでいると超えてくると。昔はそういうような基準ではなかったわけです。強固な基礎の上にブロックを6段までは大丈夫やと。ということは、礎石道だけの高さで判断するあれがあったんですが、基準法どおりいくと、平均地盤面から1,200を超えるものについては控壁が要ると。いわゆるバットレスをつけないかん。そうすると、近所の家、見てもらったら全部違反なんですね。だから、それを違反だから危ないとかどうとかいう問題は、僕はないとは思っております。

ですから、なるべく早く専門家を交えて見ていただいて、違反でなくても、本当に危ない。私の団地の紀泉台にも2カ所あります。毎朝歩いていますからわかるんですけども、そういうのを見つけて、そして判断していただいて、早急に、一般の住宅であってでも直していただけたらなど。そのときにその補助金の話を説明をきちんとしていただいて、早急に改修していただくと。これがやっぱり一番大事ななと思いますが、その辺ちょっとお伺いします。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 上野議員の再々質問です。

一般住宅とか民間企業の塀ということでございますが、今、県から、あるいは国からの指導によりますと、先ほど総務部長がお答えしたとおりのことでございます。調査につきましては、あくまでも建築基準法施行令が基準となっておりますので、我々その基準をもって調査をしているところでございますが、今、議員言われまし

たように、昭和56年に建築基準法が改正されております。

それ以前に建てられたブロック塀というのは、いわゆる違法ということではなくて、今の位置づけでは、既存不適格と、こういう位置づけになっているということで、法的規制はないということですが、いずれにしても、我々としては、危険なブロック塀、専門家の目で、調査の上で確認しましたら、撤去、補修ということでやっていきたいと考えてございます。

ただ、先ほども言いましたように、一般住宅や民間企業の塀の道路に面した部分というのは、今のところ補修や撤去についての補助という部分がまだ決定しておりませんので、その部分が国において確定すれば、また対応してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 これでは、上野耕志議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

上野耕志議員。

○上野議員 それでは、2番目の質問を行います。

前回、去年ですね、3月議会で質問いたしました。紀泉台の湧水問題、湧き水問題です。昨年の3月議会でもこの問題を取り上げました。市のほうで、湧き水場所である、通称紀泉台のパンダ公園、これに集水ます、あるいは排水パイプ等を設置いただきまして、そして、私も早朝、団地内をウォーキングしている関係上、その公園にも立ち寄っておりますけれども、おかげさまで、今のところ、水が上へ浮いているという状況ではありません。

1年以上過ぎた今、今の現状あるいはその1年間チェックしていただいた、1週間に1回、水量をはかっていくよということで行ってもらってましたので、その結果、あるいはまた今後の対応について、一言お聞かせ願いたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 上野議員ご質問の2番目、湧水箇所の調査結果及び今後の対応はについて、お答えいたします。

平成28年11月7日に紀泉台自治会長より、山下公園、通称パンダ公園中央部から湧水発生の連絡を受け、平成29年6月、公園内湧水対策として、暗渠排水管及び開所ますを設置し、湧水の排水を行い、公園の機能回復をいたしました。

工事施工後、週1度、職員による計測作業を行っており、調査開始以降、湧水量は1日換算して3.4トン程度の一定水量で推移しており、その量は安定しているも

のと考えられます。

今後の対応につきましては、恒久的に湧水の排水を行うとともに、引き続き計測作業を行い、数量についても注視してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、上野耕志議員の2番目の質問を終わります。